

## 「＜解説＞収納対策緊急プランの考え方と作成方法」抜粋

執筆者は、厚生労働省保険局国民健康保険課課長補佐（当時）の土佐和男氏

この文章は、昨年政府が打ち出した方針の上に乗ったものですが、高い国保料（税）の現状や滞納者の厳しい生活実態を念頭に置かざるを得ず、また収納事務が市町村の事務であることを前提としていることから、各地方での国保をめぐる運動に役立つ内容も含まれています。

(P15)

資格証明書の役割については3の(1)の③で説明しているところだが、被保険者間の平等性を確保するため、発行にあたっては発行基準を作成していただきたい。発行基準も機械的なものだけではなく、地域の状況や市区町村の政策課題を考慮して、例えば、地域雇用開発促進法による雇用機会増大促進地域や求職活動援助地域の指定を受けている地域ではリストラ等により離職した世帯を資格証明書の対象外とするとか、乳幼児の医療費助成の上乗せ支給している地域では対象となる乳幼児が含まれる世帯は資格証明書の対象外とすることを検討すべきである。なお、資格証明書の交付事務は、滞納整理マニュアルの資格証明書の交付等に関わる事務処理フローを参考にして実施していただきたい。

なお、特別調整交付金の算定にあたっては、「平成16年度特別調整交付金（その他特別事情がある場合）の交付基準について」(H16.7.12保国発第0712002号国保課長通知)の「収納率の確保・向上」及び「普通調整交付金の減額一部解除」について、また、「平成16年度における保険料（税）適正賦課及び収納率向上特別対策事業の実施に係る特別調整交付金の交付方針について」(H16.8.19保国発第0819001号国保課長通知)の「収納率向上特別対策事業」について被保険者資格証明書の交付を実施していることを要件としている。

また、今後、「延滞金徴収の実施」、「滞納処分の実施」及び「短期被保険者証交付の実施」などの収納対策業務においても各市町村保険者の実施状況等を踏まえ

(P31)

愛媛県新居浜市では、平成15年の現年収納率は95.52%で、長年連続して95%以上を維持していることから、収納面では優秀な市区町村である。以下、新居浜市を例にして対策を検討してみる。

所在不明が539件で、未納世帯の内、約14%を占めている。この中で、2割でも他保険加入者がいれば、その分だけ調定額が下がる。また、生活困窮が1,713件で約44%であるので、収入調査、財産調査により、生活保護の申請対象者、不納欠損処理の可能性を検討すれば、3割は減少する。病気療養が52件なので、保険料（税）の減免や一部負担金の減免で治療に専念してもらい、働ける状況に早くなるよう支援助していくことで対応する。失業中が77件と少ないので、こまめに市報等に掲載されている嘱託員やパートタイマーの情報を提供するとともに、特殊技能を持つ者であれば、経済担当部門と協力して、職員を募集している企業へ紹介する。その他が1,385件で、約35%もあり、意識的に未納している者も含まれているはずなので、被用者は給与差押、それ以外の者は財産調査を行い滞納処分の対象者とする事等が考えられるであろう。